

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）定款第4条第（4）号で規定された表彰の種類とその対象とすべき研究業績並びに本会への功績等に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 本会の主たる表彰は、次の10種とする。

- (1) 日本化学会賞（以下「学会賞」という）
- (2) 学術賞
- (3) 進歩賞
- (4) 化学技術賞
- (5) 技術進歩賞
- (6) 化学教育賞
- (7) 化学教育有功賞
- (8) 化学技術有功賞
- (9) 功労賞
- (10) 女性化学者奨励賞

(表彰楯の授与)

第3条 前条の各賞の受賞者に対しては、その業績や貢献を顕彰するため表彰楯を授与する。

(賞の対象)

第4条 学会賞は本会会員であって、化学の基礎または応用に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優秀な者に授与する。

第5条 学術賞は本会会員であって、化学の基礎または応用のそれぞれの分野において先導的・開拓的な研究業績をあげた者で、論文の数というよりは、論文は少数でも優れた業績をあげ、受賞対象となる研究に関連する論文を本会会誌又は The Chemical Record に1報以上発表している者に授与する。

第6条 進歩賞は本会会員であって、化学の基礎または応用に関する優秀な研究業績をあげ、受賞対象となる研究に関連する論文を本会会誌又は The Chemical Record に1報以上発表し、年齢が受賞の年の4月1日現在において満37歳に達していない者に授与する。

第7条 化学技術賞は、本会会員に限らず、わが国の化学工業の技術に関して特に顕著な業績のあった者に授与する。

第8条 技術進歩賞は受賞時に本会会員であって、工業化の可能性のある独創的な化学技術を開発し、年齢が受賞の年の4月1日現在において満40歳に達していない者に授与する。

第9条 化学教育賞は、原則として本会会員であって、国際的または全国的視野において化学教育上特に顕著な業績または功績のあった者に授与する。

第10条 化学教育有功賞は、本会会員に限らず、化学教育に従事しその組織または地域において教育上顕著な業績または功績のあった者、もしくは独創的な着想に基づく教育や評価方法の考案によって教育上、顕著な貢献のあった者に授与する。

第11条 化学技術有功賞は、本会会員に限らず、化学及び化学技術に関連する研究支援の業務をもっぱらと

する者で、装置・器具の開発・改良、特殊技能などにより特に貢献のあった者に授与する。

第12条 功労賞は、本会会員であって、本会の活動に対し顕著な功績のあった者に授与する。

第13条 女性化学者奨励賞は、化学の専門性を活かした学術研究に傑出した業績と貢献がある者で、社会貢献にも努め、国内外での研究活動・交流を通して我が国の女性化学者の地位向上に寄与し、将来の科学者・技術者を目指す学生や若手研究者の目標となる本会女性の会員を対象とし、年齢が受賞の年の4月1日現在において満40歳に達していない者に授与する。

(表彰の件数)

第14条 表彰の件数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 学会賞 | 毎年6件以内 |
| (2) 学術賞 | 毎年12件以内 |
| (3) 進歩賞 | 毎年10件以内 |
| (4) 化学技術賞 | 毎年5件以内 |
| (5) 技術進歩賞 | 毎年3件以内 |
| (6) 化学教育賞 | 毎年3件以内 |
| (7) 化学教育有功賞 | 毎年5件以内 |
| (8) 化学技術有功賞 | 毎年若干数 |
| (9) 功労賞 | 毎年若干数 |
| (10) 女性化学者奨励賞 | 毎年2件以内 |

(選考委員会)

第15条 受賞候補者選考のため、会務部門に次の選考委員会を置く。なお、功労賞については、運営会議で受賞候補者の選考を行う。

- (1) 学会賞選考委員会
- (2) 学術賞・進歩賞選考委員会
- (3) 化学技術賞等選考委員会（化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の選考）
- (4) 化学教育賞等選考委員会（化学教育賞及び化学教育有功賞の選考）
- (5) 女性化学者奨励賞選考委員会

2 それぞれの選考委員会の運営については、別に定める。

第16条 受賞候補者を推薦した者及び受賞候補者は、当該賞の選考委員会委員になることができない。

(選考の結果)

第17条 選考委員会及び運営会議は、受賞候補者の選考結果について選定理由書を添えて会長に報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第18条 会長は、選考委員会及び運営会議から報告のあった受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(その他の表彰)

第19条 主たる表彰以外にも、本会の支部長、部会長及び委員会委員長は、必要に応じて表彰をおこなうことができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長名で表彰を行う場合は理事会の承認を得るものとする。

3 表彰を行った者は、その都度、その概要を会務部門長に報告しなければならない。

(特別顕彰)

第20条 本会会員がノーベル賞を受賞した場合には、化学会館内に「日本化学会特別顕彰」プレートを掲げてその栄誉を讃える。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、会務部門長が発議し理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

(平成22年10月21日 第 600回理事会決議 制定)

(平成23年10月6日 第 607回理事会決議 第2回改訂)

(平成24年2月7日 第 608回理事会決議 第3回改訂)

(平成27年5月11日 第 624回理事会決議 第4回改訂)